

五戸町多目的グラウンド利用受付調整基準（案）

（目的）

第1条 この基準は、五戸町多目的グラウンドの利用受付、予約管理、日程調整、仮予約、キャンセル待ちその他利用調整及び優先利用の取扱いについて必要な事項を定める。

（基本方針）

第2条 指定管理者は、利用受付及び予約調整に当たり、施設の設置目的を踏まえ、利用者の平等な利用機会の確保に配慮しつつ、公平かつ適正に取扱うものとする。

（優先順位）

第3条 利用受付及び予約調整における優先順位は、施設が八戸学院ひばり野西高等学校に隣接し、トイレ、駐車場、通路その他の施設を当該高等学校と共用する状況並びに教育活動の継続性及び安全確保を踏まえ、次のとおりとする。

- （1） 八戸学院ひばり野西高等学校の教育活動（部活動を含む。）に係る利用
- （2） 教育委員会又は町が主催し、若しくは共催する事業に係る利用
- （3） 町立小学校及び中学校の教育活動に係る利用
- （4） その他公益上必要と認められる利用
- （5） 一般利用

（受付方法）

第4条 利用申請は、原則として申込み順に受付けるものとする。利用申請の受付方法、受付期間、予約開始時期その他必要な事項は、指定管理者が定めるものとし、指定管理者は、申請内容（利用目的、利用日時、利用人数その他必要な事項）を確認し、適正に処理するものとする。

（予約調整）

第5条 利用申請が重複し、又は競合する場合は、第3条に定める優先順位に基づき調整するものとする。

- 2 同一順位において競合するときは、申込み順を基本として調整するものとする。ただし、その他やむを得ない事業がある場合は、必要な調整を行うことができる。

（仮予約）

第6条 指定管理者は、必要に応じて仮予約を受け付けることができるものとし、仮予約の有効期間、確定手続その他必要な事項は、指定管理者が定めるものとする。

- 2 仮予約は、正式な利用許可を行うまでの間、利用を確約するものではない。

(キャンセル待ち)

第7条 利用希望日時に空きがない場合は、必要に応じてキャンセル待ちを受け付けることができるものとする。

2 キャンセル待ちの取扱いは、第3条に定める優先順位を踏まえて行うものとする。

(利用者による変更及び取消し)

第8条 利用者から利用日時、利用内容その他申請事項の変更又は取消しの申出があったときは、指定管理者は、施設運営に支障がない範囲で適切に対応するものとする。

(補則)

第9条 この基準に定めるもののほか、利用受付、予約調整及び優先利用に関し必要な事項は、教育委員会と協議の上、指定管理者が別に定めるものとする。

附 則

この基準は、令和9年4月1日から施行する。